

註リ右選挙権、勤続六月、故選挙権二十年、規定ナリ

二、電氣局ノ通告書其ノ他配布

電氣局ニ於テハ十五日附別添(内相閣下、社會局意見長官ノミ)ノ如キ通告及新旧給料一覽表三種ヲ各營業所出張所ヲ通シ各従業員ニ配布セリ

三、東支本部執行委員會

十六日午前十時四十五分ヨリ今十一時迄本部屋上ニ於テ開催
熊本委員長以下十五名出席引續キ開催スル中央委員會ニ臨ム
以前ニ於テ執行委員ノ態度ヲ一致シ置ク必要アリトナシ、解
決案ノ内容タルニ削減給及更改給ノ問題ニ関シ何レヲ執ルハ
キカニ関シ協議ヲ為シタル結果執行部トシテハ各人ノ經濟関
係ヨリシテ任意選擇トスルコトニ決定セリ

四、東支中央委員會狀況

十六日前記執行委員會終了後午前十一時ヨリ午後二時五分迄

東支本部ニ於テ開催、出席者熊本以下約八〇名河野幸讓部長
ヨリ解決案ノ細目ニ関シ前記首脳部、電氣局長トノ會見狀況
ヲ説明シタル後之ニ對スル質問應答ニ入り藤田一徹ヨリ相當
猛烈ナル質問アリタルモ結局

い本部首脳部ノ執リタル行動ニ関シ首脳部ノミニ責任ヲ負ハ
シムヘキモノニアラスシテ組合員全員ノ責任タルヘキモノ
トスヘキコト

(2) 今後市電當局ニ對スル交渉ハ歎願等ノ形式ニヨラスレテ飽
足準備契約上ノ對當的立場ニ於テ交渉スルコト

(3) 中央委員會トシテ首脳部以下全解雇者ノ復職ヲ決議シ退職
準備及整理手當ノ金額支給又交渉スルコト

(4) 更改給ヲ採ルトスレバ山下業ニ座伏シタル形トナルヲ以テ
各支部幹部ニ於テ可成調停案(ニ削減)ヲ採ラシムル様妨
カスルコト